

港長公示第 8-107 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 10 月 15 日

京 浜 港 長

晴海ふ頭南西海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区晴海ふ頭南西海域において、花火の打ち上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打ち上げに従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

令和 8 年 10 月 24 日(土)14 時 00 分から、花火の打ち上げが終了し安全が確認されるまでの間（同日 19 時 00 分を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた水面

- イ 北緯 35 度 38 分 57 秒 東経 139 度 46 分 10.39 秒（岸線上）
- ロ 北緯 35 度 38 分 50.2 秒 東経 139 度 45 分 57.94 秒
- ハ 北緯 35 度 38 分 46.24 秒 東経 139 度 45 分 52.62 秒
- ニ 北緯 35 度 38 分 32.12 秒 東経 139 度 45 分 49.79 秒
- ホ 北緯 35 度 38 分 21.17 秒 東経 139 度 45 分 57.21 秒
- ヘ 北緯 35 度 38 分 18.62 秒 東経 139 度 46 分 07.65 秒
- ト 北緯 35 度 38 分 19.42 秒 東経 139 度 46 分 14.4 秒
- チ 北緯 35 度 38 分 24.75 秒 東経 139 度 46 分 24.62 秒
- リ 北緯 35 度 38 分 33.71 秒 東経 139 度 46 分 26.76 秒
- ヌ 北緯 35 度 38 分 45.74 秒 東経 139 度 46 分 22.1 秒（岸線上）

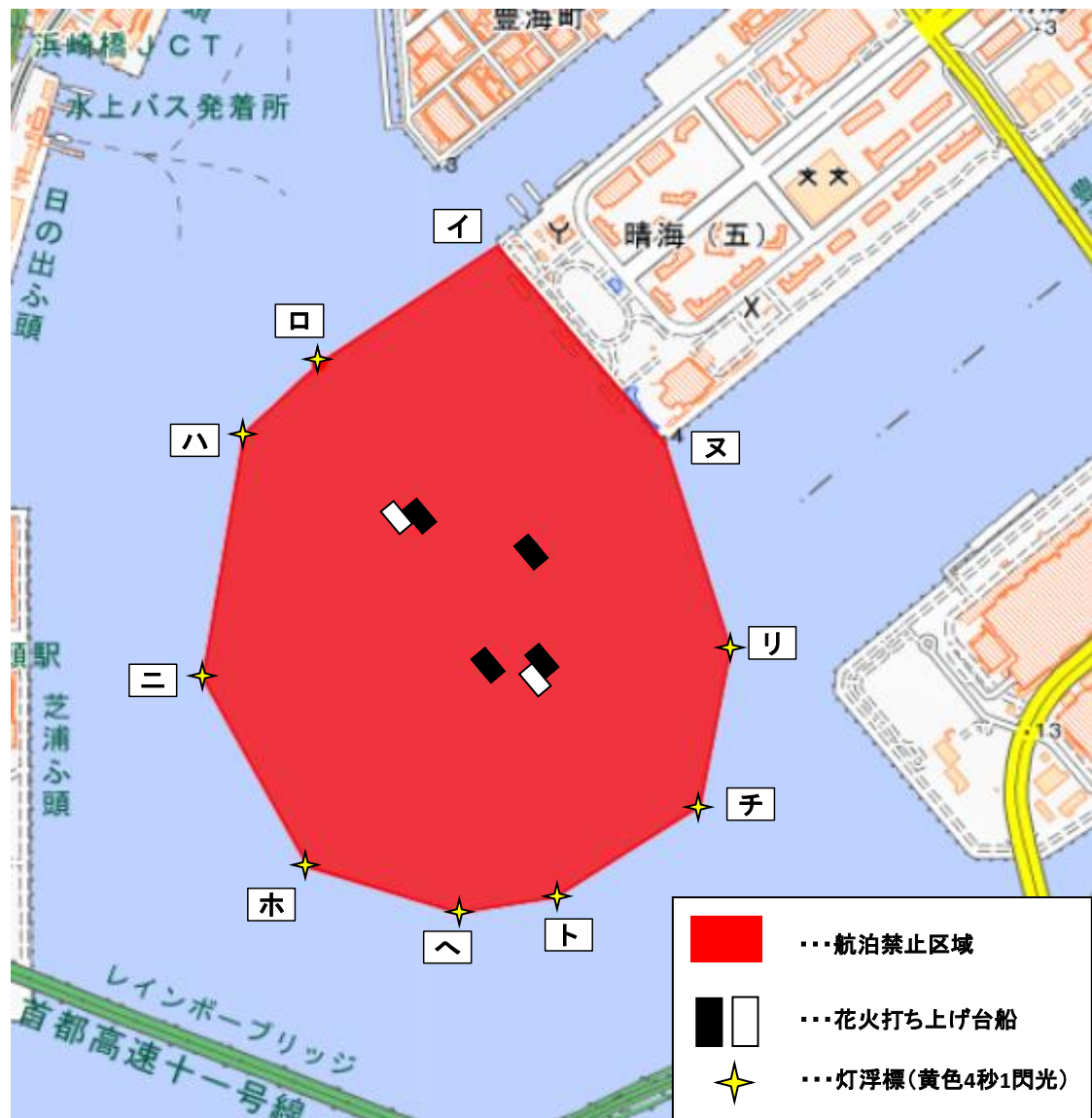
3 標識

前記 2 の区域を明示するため、黄色塗灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺に警戒船が配備される。

別図



次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた水面

イ、北緯35度38分57秒 東経139度46分10.39秒(岸線上)

ロ、北緯35度38分50.2秒 東経139度45分57.94秒

ハ、北緯35度38分46.24秒 東経139度45分52.62秒

ニ、北緯35度38分32.12秒 東経139度45分49.79秒

ホ、北緯35度38分21.17秒 東経139度45分57.21秒

ヘ、北緯35度38分18.62秒 東経139度46分07.65秒

ト、北緯35度38分19.42秒 東経139度46分14.4秒

チ、北緯35度38分24.75秒 東経139度46分24.62秒

リ、北緯35度38分33.71秒 東経139度46分26.76秒

ヌ、北緯35度38分45.74秒 東経139度46分22.1秒(岸線上)